

42. 岡山県同行援護利用に関する当事者実態調査

○奥村 俊通 (NPO 法人 岡山県視覚障害者自立支援センター 理事長)

【 調査目的 】

同行援護の制度については、利用率が県内の利用対象者の5%にも達していません。制度について利用対象者への周知が行き届いていないことも一因かと推測されますが、利用したくても利用できない状況があることももれ伝わって来ております。同行援護事業者への調査は厚生労働省が行っていますが、その調査と利用者への実態調査の両方の結果が揃えば、同行援護サービスの現状がしっかり把握でき、今後の方針が立てられると考えます。

【 調査の必要性 】

平成24年10月より障害者自立支援法の基に視覚障害者の同行援護事業が行われています。同行援護は「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他便宜を供与する」ことを目的に個別給付事業として全国一律に実施される国の福祉サービスです。このサービスは住まう地域において個々の希望する日常的ニーズにそった社会参加を支援もので市町村主体のサービス提供がおこなわれます。このサービスのトピックスは視覚に障害のある人達の多くが制限される外出が、安全で能率的で更にスマートな姿勢で他者の直接的支援のもとにでき、しかも支援は移動のガイドヘルプに留まらず外出の目的がスムーズに達成、遂行されるための視覚情報の提供や代読・代筆なども加わるきめの細かい自立をサポートするサービス内容になっています。視覚に障害のある人達にとっては近年にない利用価値の高いサービスと思います。

私達も注目にあたいする福祉制度と考えておりますが、その普及の現状に疑問を禁じ得ない状況が垣間見られます。特に留意される点は、サービスの該当者がその存在を知らないうちに利用されていない、市町村のサービス提供の告知が曖昧（市町村によっては福祉現場の理解が不足）で積極的な啓発活動が見られない現状などです。そこで今回、我々は同行援護の利用に関して制度の周知と利用の状況等を調査して、その実態を把握し調査結果においては国策のサービスが法の目的に沿って、正しく適切に提供されるための社会活動を進めたいと考えます。

【調査方法】

調査対象は岡山県内在住の視覚障害の身体障害者手帳を所持する人としてしました。

視覚に障害のある方が対象であるため、印刷物が読めない、また記入することが難しい

事が予想され、また、調査内容を正確に伝えるため、訪問による対面調査もしくは電話による聞き取り調査としました。

【 実施内容・結果 】

調査は、まず、対象者の掘り起こしから始まりました。当センターを何らかの形でご利用いただいた方、日本網膜色素変性症協会（JRPS）岡山県支部会員、岡山盲学校の卒業生と在校生、視覚に障害のある方対象のイベント等に参加された方、眼科医や事業所から紹介された方等に協力をお願いしました。また、岡山県を中心である、岡山市と倉敷市だけでなく、それ以外の市町の在住者にも協力を依頼しました。

しかし、地域で埋もれている方については、どなた科が紹介してくださらない限り、連絡をとることは難しく、個人情報保護の観点から行政の協力も得られなかったため、よく外出し、いろいろな行事に参加されていたり、他の視覚障害者や支援機関との関わりを持たれていて、比較的様々な情報をご存じの方が多くなったことは否めません。ただ、調査前には、このような方々でも正しく情報を理解されていない場合も多いのではと推測されました。

ご協力いただける方には、訪問もしくは電話のどちらかで、聞き取り調査を行いました。一人当たり、20分から30分かかり、また、正確な聞き取りを行うため、調査は視覚障害について理解のある方をお願いする必要がありました。このようなことから、調査員は、同行援護従業者養成研修の応用課程修了者、歩行訓練士、眼科医をお願いしました。

調査にご協力いただいた方の男女比は、男性51%、女性49%でした。年代別では、10歳代3%、20歳代4%、30歳代6%、40歳代9%。50歳代26%、60歳代30%、70歳代17%、80歳代5%でした。身体障害者手帳の等級別では、1級が38%、2級が58%、3級が4パーセントで、ほとんどのかたが同行援護のサービス対象者でした。受障した年齢については、10歳代までに受障された方が17%、20歳代が13%、30歳代が15%、40歳代が21%、50歳代が17%、60歳代が11%、70歳代が4%、80歳代が2%でした。視覚以外の障害をお持ちの方も32%おられ、内訳は、肢体不自由が43%、聴覚障害が22%、知的障害が14%、精神障害が21%でした。

視覚に障害のある方の移動に関する福祉サービスには同行援護と移動支援という2つのサービスがあります。このどちらかもしくは両方をご存じの方は67%でした。また、このことをどこで聞いたかについては、役所の広報で12%、福祉事務所で20%で、行政関係から聞かれた方は合わせても32%でした。他は、視覚障害者団体が10%で最も多く、友人・知人、盲学校、ケアマネ、当センター、社会福祉協議会、病院等々、どこで聞かれたかは、実に様々でした。また、これらのサービスの目的や利用方法を教えても

らえなかった方が実に39%も折られました。

同行援護もしくは移動支援を、過去に一度でも利用したことがある方は67%でした。この中で、ガイドヘルプの方法の指導を受けたことがない方は68%おられ、そのうち32パーセントがガイドをされるときに不安があったと回答されました。また、利用されることがない方のうち52%の方がサービスに着いて知りたいと思われています。知りたいと思われていない方の理由はほとんどが、ガイドを必要とするほどの視覚障害ではないと答えられています。

視覚に障害があっても自宅近辺であれば単独で外出している方が68%おられましたが、買い物が単独でできる方は40%、バスを単独で利用できる方は48%であり、できない方の理由については、視覚障害に起因するものがほとんどでした。また、近所を散歩される方のうち、単独でされる方が58%、ガイドヘルパーを利用される方が21%、家族や親戚、友人の援助でされる方が21%でした。買い物については、単独が42%、ガイドヘルパーが42%、家族、親戚、友人が16%でした。通勤、通学については、単独が62%、ガイドヘルパー13%、家族、親戚が16%でした。電車やバスを使った旅行では、単独が17%、家族、親戚、友人が50%、ガイドヘルパーは0%でした。

外出時に他社のガイドを必要とする方のうち、91%が、段差、落差がわからない、目的地にたどり着かない、車が怖くて道を横断できない、状態、状況が分からないため電車やバスにスムーズに乗れないなど、視覚障害に起因する困難さを利用の理由に挙げています。

【 考察と今後の課題 】

視覚に障害のある方の外出を支援する福祉サービスには、同行援護と移動支援があります。その違いとしては、同行援護は視覚に障害のある方だけを対象とした制度で、移動支援は他の障害をお持ちの方も対象となっていることがあります。このため、移動支援はどちらかという介護的な考えがあり、安全に移動さえできればいいということになっています。同行援護では、資格情報の提供が業務内容として明記され、ガイドの目を借りて歩くことが、視覚に障害のある方の歩行技術のひとつとなっています。この違いは大きく、同行援護では、ガイドには視覚障害者が主体的に判断できるように情報を提供することが求められます。そのため、同行援護のガイドにはこれまでの移動支援のガイドより専門的な知識や技術の習得が必要となります。

このような制度の中身とともに、利用するための方法も、視覚障害者に伝える必要があります。ですが、同行援護と移動支援のサービスについて、両方とも聞かれたことがない方が、33%おられました。同行援護は移動支援に比べ、制度が始まってからまだ日が浅い

ことがあります。移動支援も聞かれたことがないという方がこれほどおられるとは予想していませんでした。また、知っている人手も、何らかの形で行政から聞かれた方は32パーセントに過ぎませんでした。

同行援護や移動支援について、両方知らなかったり、知っていたとしても行政から聞かれたことがない方が多かった理由として考えられることとして、調査に協力していただいた方の年齢と受障した年齢の差があげられます。調査に協力していただいた方の年齢のピークは60代で、受障した年齢のピークは40代でした。この20年の差が大きく、20年前には同行援護はもちろん、移動支援も始まっていませんでした。

視覚に障害を持っている方は、おおよそ、眼科を受診され、障害程度が身体障害者手帳の基準に該当した場合に福祉事務所で身体障害者手帳の申請を行い、手帳を受け取る際に窓口で各種サービスについて説明を受けますが、身体障害者手帳については、更新が無いため、一度受け取ると、中には福祉事務所の窓口で二度と行かれない方もおられます。また、他のサービスの利用のため福祉事務所に行ったとしても、利用しようとするサービスと関係のない同行援護や移動支援についての説明はありません。

つまり、障害を受け、身体障害者手帳を交付されたあとは、行政からは新しい制度の説明を受ける機会がないということです。このため、行政以外から、同行援護についての情報を得た方が多くなっています。今回の調査では、前述したように、比較的情報を得ている方が多くなったため、同行援護と移動支援の両方を知らない方は30%ですが、実際にはもっとおられると思われます。行政には、制度に着いての周知にもっと力を入れるように要望して行かなければならないと思います。

同行援護もしくは移動支援を利用したことがある方が67%おられるのに、利用率が上がらないのは、単独で移動されている方が半数以上おられることや家族、友人等に支援を依頼していることからだと考えられます。ガイドヘルパーを利用されない理由としては、制度を知らない、特に同行援護については引き受けてくれる事業所がない、明日行きたいと思ってもガイドヘルパーを派遣してもらえない等、利便性がよくないことなどがあげられます。一方で、視覚障害を原因とすることで、単独での外出に不安を覚えている方も多く、外出には他者のガイドが必要だと思われています。ですので、サービスについての周知が図られ、事業所が増えるなど利便性が上がれば、利用率も上がると考えられます。

視覚に障害のある方の外出を支援するサービスには、同行援護と移動支援があり、サービスとしては同行援護の方が、より視覚障害の特性に沿ったサービス内容を提供することとなっています。単独での外出に不安がある方が多く折られ、他者のガイドを必要としているにもかかわらず、同行援護の利用が進まないのは、周知がまだ行き届いていない、事業所やガイドヘルパーの数が不足している、公共交通機関がないためサービスを利用できない等の理由が考えられます。今回の調査で、何が足りなくて、どんなことに困っているか、また、どんな風に対処されているかが見えて来ました。これを元に、行政へ周知と正しい制度理解を図ることを働きかけるとともに、より多くの視覚に障害のある方を掘り起こし、定期的な調査を行い、同行援護に関する実態を発表しながら、当セン

ターとしても周知を図り、必要な方が必要なサービスを受けられるように務めていきたいと考えています。

【 経費使途明細 】

調査員への交通費(延24人)	68,000 円
アンケート通信費	64,890 円
報告書作製費(点字版含む)	86,800 円
アンケート等印刷費	45,000 円
協力依頼・報告書郵送料	59,532 円
アンケート集計分析費	150,000 円
会議費(会場費・交通費)8回開催	106,230 円
合 計	580,452 円
大同生命厚生事業団助成金	300,000 円